

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

北海道運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

東北運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

関東運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

北陸信越運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

中部運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

近畿運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

神戸運輸監理部長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

中国運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

四国運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

九州運輸局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。

国総地第23号の2
国総バ第58号の2
国自旅第67号の2
国自技環第26号の2
令和4年6月6日

沖縄総合事務局長 殿

大臣官房公共交通・物流政策審議官
(公印省略)

自動車局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体、関係団体及び公共交通事業者等に周知されたい。